

防災安全対策特別委員会
令和4年4月19日
総務部 資料1番
所管 防災危機管理課

第二東京弁護士会との災害時協力協定締結について

1 目的

この協定は、被災者が一刻も早く生活再建ができるように、災害総合相談窓口で弁護士との相談ができる場を提供することを目的とする。

災害の規模や様相に応じて、法律上の相談に対する様々なニーズが災害時は多く生じることから、第二東京弁護士会との連携協定を締結した。

2 協力内容

- (1) 災害発生時における区民に対する弁護士による無料法律相談
- (2) 災害発生時における区民の生活再建、被災地域の復旧・復興その他区民に有益な情報の提供

3 弁護士の謝礼等

- ・被災者の相談料は無料。
- ・弁護士に支払う謝礼は、平常時における大田区法律相談業務の額を基準とする。

4 その他の取り決め

- ・直接受任の禁止
- ・個人情報の保護
- ・従事者の災害補償

5 締結日・施行日

令和4年3月24日（木）